

埼玉県東部地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱

(平成28年12月2日春日部保健所長決裁)

(設置)

第1条 東部保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）を推進すること及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、東部地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の試案の作成及び推進に関すること
- (2) 関係団体の協力の確保に関すること
- (3) 構想の推進に係る協議に関すること
- (4) その他東部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、第10条で定める協議会事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体の代表
- (2) 医療機能を有する医療機関の代表
- (3) 医療保険者の代表
- (4) 医療受給者の代表
- (5) 市町の職員
- (6) 保健所長
- (7) その他必要と認められる者

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡、その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聞く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条各号（第3号を除く）に掲げる所掌事項に関し、特定の事項を検討するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、協議会の委員の一部をもってこれに充てる。なお、特に必要がある場合は、協議会の議決により、協議会の委員以外の者をもって、専門部会の委員に加えることができる。
- 3 専門部会には部会長を置くこととし、部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 4 前項の部会長は、協議会の委員の中から、協議会の議決によって決するものとする。
- 5 部会長は、専門部会終了後、速やかにその内容を会長に報告するものとする。

(地域医療構想作業部会)

第9条 協議会は、構想の推進に関して必要な検討を行うため、地域医療構想作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

- 2 作業部会の構成員は、会長が協議会委員の中から指名した者及び構想区域の医療機関の代表者とする。また会長が必要と認める場合は、その他の者を加えることができる。
- 3 作業部会には部会長を置くこととし、部会長は、作業部会を招集し、その議長となる。
- 4 前項の部会長は、会長又は会長が指名する者とする。
- 5 部会長は、作業部会終了後、速やかにその内容を会長に報告するものとする。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月2日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、埼玉県地域保健医療協議会設置要綱（平成22年3月26日保健医療部長決裁）に基づく専門部会は、第8条の規定に基づく専門部会とみなす。
ただし、当該委員の任期は、平成30年5月31日までとする。
- 3 第3条の規定による委員の選任及び第10条の規定による協議会の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 4 この要綱の施行当初の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成30年5月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づき新たに選任した病院団体の代表の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成30年5月31日までとする。